

消費者庁食品表示企画課 御中

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案についての意見

生活協同組合パルシステム東京
理事長 松野 玲子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に掲げ、約52万人の組合員を擁する生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)の暮らしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

このほど消費者庁でまとめられたガイドライン案について、実際の食品より著しく優良であると誤認させる表示や、義務表示事項の内容と矛盾する「無添加」、「不使用」などの表示へ、一定の規制を設けることに関しては賛成いたします。

一方で、消費者の選ぶ権利を確保するための情報提供や、長年に渡る技術革新・品質向上などの企業努力が、今回のガイドライン案により規制される可能性が懸念されることから、以下の類型について再検討いただくよう、意見を提出します。

記

(1) 類型5 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

同一機能・類似機能を持つ原材料を使用していても、添加物を使用していないのであれば、誤認には結びつかないと考えます。

例えば、パルシステムでは、コーンスープに、じゃがいもなどから抽出したでんぷんを使用することで、同類商品で使用実態の多い「増粘剤不使用」としたり、食パンに、類似機能を持つバターを使用することで「ショートニング不使用」とするなど、食品事業者による工夫と努力によって、消費者からの要望に応えた事例があり、商品づくりの考え方を紹介する取り組みとして、ウェブサイト等に掲載しています。

これらは事実に基づく表示であり、食品表示基準第9条に違反していると評価できないことから、本ガイドラインの対象となる類型項目にはならないと考えます。

(2) 類型7 健康、安全以外と関連付ける表示

無添加・不使用を「おいしい」理由と根拠なく結び付けて表示することは不適当、との本ガイドライン案の考えには賛成します。一方で、食品添加物の使用有無で商品の品質に明らかな差ができる場合は、消費者への注意喚起としての表示が必要と考えます。例えば、「酸化防止剤不使用のため褐変することがありますが、品質上問題ありません」等の表示は、事実に即するのであれば問題にすべきではなく、むしろ表示を規制することで消費者への正確な情報提供を阻害しかねないため、規制対象とすべきではないと考えます。

(3) 類型10 過度に強調された表示

同類商品で添加物の使用実態があることが明らかな場合や、長年の企業努力によって不使用を実現した場合には、「不使用」と表示するのは問題ないと考えます。

例えば、豆腐の「消泡剤不使用」、かまぼこ等の魚肉練り製品の「リン酸塩不使用」等は、食品事業者による技術革新や品質向上によって、同類商品で使用されている添加物を不使用とした事例であり、事実に基づく表示であることから、「強調表示」だけで食品表示基準第9条違反にはならないと考えます。

本ガイドラインでは、「一括表示欄と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語など」を規制対象とする旨が記載されていますが、何をもって過度なのか、その基準が曖昧です。前述の事例のような事実に即した表示であっても、フォントや文字サイズ等によって本ガイドラインに抵触する可能性があることから、食品事業者が表示しづらくなる可能性があり、結果的に、消費者への情報提供を阻害する恐れがあるため、規制対象とするべきではないと考えます。

以上